

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。**

1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



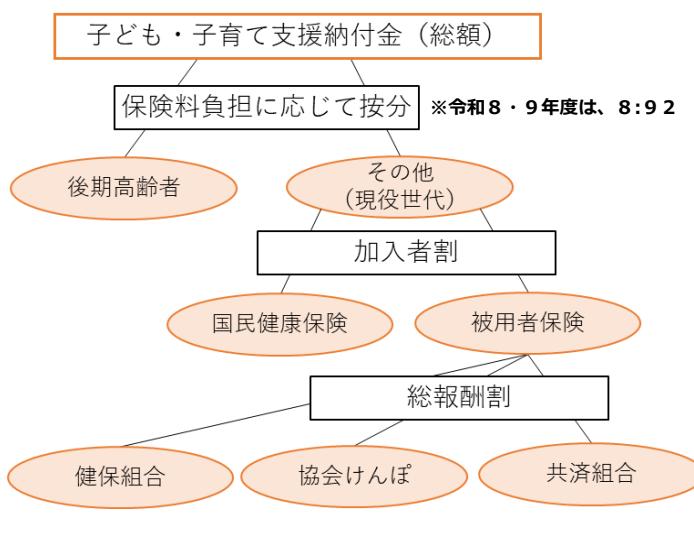
【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ①児童手当（R6.10～）
- ②妊婦支援給付金（R7.4～）
- ③④出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）
- ⑤こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～）
- ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金等

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。



2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。

☆こども一人当たり平均の給付改善額
(高校生年代までの合計)は
約146万円

- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

$$\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}}$$

- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）

令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

児童手当の抜本的拡充

- ・所得制限の撤廃
- ・高校生年代までの支給期間の延長
- ・第3子以降の支給額増額（3万円）

出産・子育て応援交付金
(予算事業)**妊婦のための支援給付**（妊娠・出産時の10万円相当の給付金）として制度化こども誰でも通園制度
(試行的事業)こども誰でも通園制度
(法定事業化)**こども誰でも通園制度**（乳児等のための支援給付）
(給付化)

- ・出生後休業支援給付（育児休業給付手取り10割相当）の創設
- ・育児時短就業給付（時短勤務中の賃金の10%支給）の創設

国民年金第1号被保険者の保険料免除措置の創設
(約1.7万円／月（※令和6年度）)**子ども・子育て支援特例公債**

(令和6～10年度まで)

※安定財源として、そのほか既定予算の最大限の活用等

支援金
加入者当平均月額
約250円支援金
加入者当平均月額
約350円支援金
加入者当平均月額
約450円

支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までの子どもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、17その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割額とは別に18歳以上均等割額を設けている。